

少子化対策と家族政策

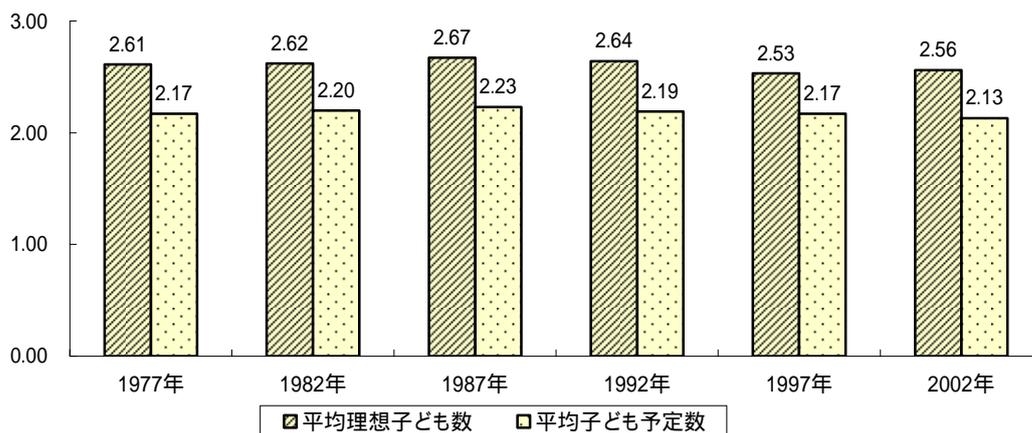
～ 結婚に対する負担感の軽減のために～

第三特別調査室 つつい たかし
筒井 隆志

1. 論点の整理

我が国の合計特殊出生率は、ここ 30 年来総じて減少しており、2005 年には 1.25 を記録している。我が国では婚外子の比率が欧米と比較して非常に少ないため、少子化の要因は概ね夫婦出生行動と未婚者の結婚行動に分解可能であるが、林(2005)は 1975～2000 年における日本の合計特殊出生率の変化に対する寄与率を、結婚行動に起因する変化量 71.3%、夫婦出生行動に起因する変化量 28.7%と推計している。従来から我が国においては有子世帯当たりの子どもの数は 2 人という傾向が強く、下図のように過去 30 年間で平均子ども予定数は全くといって良いほど変化していない。しかしながら、今後晩婚化が進んだ場合、このような「子どもは 2 人」という傾向が大きく減少し、結果的に少子化が更に進展する可能性がある。従来の我が国の少子化対策は、平成 7 年のエンゼルプラン以来夫婦出生行動に焦点が当てられており、この傾向は平成 18 年 6 月の「新しい少子化対策」においても基本的に変化していないが、今後の少子化対策としては、結婚行動により着目していく必要がある。

図1 平均理想子ども数及び平均予定子ども数の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「第 12 回出生動向基本調査」(平成 14 年)

従来の少子化対策において、結婚促進政策が中心的な政策プログラムとならなかった理由としては、(a)結婚は経済力の問題であり、雇用政策により解決可能であると考えられてきたこと、(b)結婚は恋愛の延長線上にあり、公的機関が立ち入るべき問題ではないと考えられてきたこと、(c)保育政策や両立支援政策等と異なり、結婚促進政策は予算化及びその

効果の検証が難しいこと、(d)結婚の促進に関しては、主に地域の役目であると考えられてきたこと等が挙げられよう。

我が国における結婚相手の条件を問うアンケートでは、男女ともほぼ例外なく「性格・人間性」、「一緒にいると楽しい」、「価値観の一致」、「健康」といった項目が上位にくる¹。しかしながら、特に男性の結婚については、経済力と密接な関連があることは明らかである。労働政策研究・研修機構の調査では、30-34歳代の男性で同世代の半数以上が結婚しているのは年収300万円以上の層であり、常勤的雇用にない者は結婚市場への参入は相当程度難しい状況であることを示している²。加えて収入の多い常勤的雇用にある者についても、職場の長時間の拘束時間や疲労のため出会いや交際の機会・意欲の減少が問題視されており、このような収入と自由時間に関する制約条件を解決することで、結婚数は増加するのではないかとされている。

しかしながら実際には、問題はさほど単純ではない。雇用機会だけを取り上げても、男性において良質な雇用機会は結婚に正の効果を持つが、女性においては就業と結婚・出産については負の関係が存在することが検証されており、この点だけでも結婚は労働政策だけの問題ではないことは明らかである。

社会保障・人口問題研究所の岩澤は、平成17年の第22回ESRI経済政策フォーラムにおいて、結婚のパターンを規定する要素として、(a)結婚のメリット感、結婚と競合するライフスタイルの存在に関係する「結婚の望ましさ」、(b)結婚生活を営むための社会経済的条件がかかわる「結婚のしやすさ」、(c)適齢期男女の人口比率やマッチング文化の存在に関係する「結婚相手の選びやすさ」を挙げている³。ここで挙げられた3つの要素は、結婚が経済的条件だけではなく、出会い・交際の環境や、結婚をするかしないかという決断の際の留意条件によっても決定されることを示している。ただ「結婚相手の選びやすさ」におけるマッチングの減少については、労働の長時間化や、かつては労務対策の一環でもあった職域婚の減少が主因であり、実は雇用問題の一部であると考えてよいのではないと思われる。他方「結婚の望ましさ」に関しては、結婚のメリット感と結婚するか否かを決断することは別の問題であり、独身者が結婚に踏み切る条件についてはより多角的な検討が必要であろう。したがって、結婚に関しては、以下の2段階で考えるべきである。

- A 結婚市場に参入できる前提条件となる収入・時間があるか？
- B 結婚市場に参入した者が結婚に踏み切るか？（この場合当事者は、結婚による利得とコストを比較し、中長期的に利得がコストを上回ると予想する場合に結婚すると考える）

なお、Aの結婚の条件としての経済力については本稿では扱わないが、欧州の一部や米国のような雇用市場が流動的であり、男女の賃金格差も少ない国と異なり、我が国は依然として性別賃金格差が大きく、男性の雇用所得が家計の主たる収入源であるため、特に男性の正規雇用の確保が、少子化対策としては不可欠であると思われる。最近流行の「同一労働同一賃金原則」や「ワーク・ライフ・バランスモデル」については、我が国の労働市場が事実上正規労働市場と非正規労働市場に分化しており、女性の多くが後者に属しているという雇用市場の基本的な構造を温存し、前者の賃金・就業形態を後者の賃金・就業

形態に合わせる形で導入されるなら、男性の雇用所得減による結婚市場への供給減少を招くとともに、世帯主の所得の減少による夫婦出生力の低下をも招き、短期的には少子化を更に進展させる可能性が高いと思われる⁴

結婚の利得の主なものとしては、後述する「マリッジ・プレミアム」、「結婚による心理的充足感」、「子どもを持つ効用」を挙げることができる。この他保険的機能や分業によるメリットを挙げている文献もあるが、このような機能は特に結婚をしなくても手に入るため、ここでは除外する。現代は娯楽も多く、さまざまな情報とサービスに溢れ、男女とも一人暮らしでも不便を感じない。まして親と同居している場合は、切迫した結婚の必要性もない。この結果、男女ともに結婚から得られる利得は、確実に低下しているといえよう。

他方結婚のコストとしては、(a) 結婚により追加的な費用がかかる、(b) 主に子育てに多くの費用と時間がかかるため、独身時代より生活水準が低下し、自由時間も少なくなる、(c) 結婚という社会制度に参加すれば一定の社会的規範や責任を受容する必要があり、関係の解消も容易ではない、(d) 結婚すれば家族の形成、維持のために追加的な負担が発生するという4種類のコストが考えられる。ここでは、上記(a)～(d)をそれぞれ「結婚による追加的費用」、「子育ての費用」、「結婚制度に対する負担感」、「家族の形成・維持の負担感」と呼ぶ。一般的に結婚のコストというと、2～3億円と言われる女性の出産退職に伴う機会費用だけが取り上げられることが多いが、コストは金銭に換算可能なものだけでなく、金銭に換算が難しいコスト＝心理的な負担感＝も重要な要素である。独身時代の生活水準が高いほど、また教育水準が高いほど結婚に対する各種コストは大きくなることは明らかである。結婚の利得とコストについて、金銭的・非金銭的に分けて再掲すれば表1のようになる。

表1 結婚の利得とコスト

	金銭に換算可能	金銭に換算が難しい
結婚の利得	マリッジ・プレミアム	結婚による心理的充足感 子どもを持つ効用
結婚のコスト	結婚による追加的費用 子育ての費用	結婚制度に対する負担感 家族の形成・維持の負担感

本稿の目的は、結婚の決断の前提条件となる表1の諸項目について検討を行うことである。以下、2節においては利得とコストをより詳細に検討する。3節は結論である。

2. 結婚の利得とコスト

(1) 結婚の利得

ア マリッジ・プレミアム

結婚によって社会的に一人前になるという感覚を持つ人は多いが、現代は結婚しなくても職業生活においてはほとんど支障がないといってよいであろう⁵（むしろ家庭に引っ張られない分、独身の方が勤務における適応性が高いため、独身であることを

奨励する企業もあるといわれている)。

しかしながら、欧米では結婚がいかに利益になるかという研究は極めて多く、1つのジャンルを形成している。1例を挙げると、社会学の分野ではワイテ他(2000)が、幸せな結婚は長く健康な人生を送るための最適な解であり、また依然として既婚男性は独身者より収入が高いとして、20-30代前半の男性既婚者の収入は1時間当たり11.33ドル、単身男性は10.38ドル、離婚した男性は9.61ドルであり、55-64歳になると既婚者は未婚者より20~32%収入が多いこと、また一般的に既婚者は非婚者より3割も収入が多くなっていることを報告している。この結果資産についても大きな格差が生じており、50代から60代前半の既婚カップルの純資産(不動産+金融資産-負債)のメディアン(中央の値)は132,000ドルであるのに対し、非婚者は35,000ドルにとどまっている。

経済学においては、このような結婚による金銭的な利得は、マリッジ・プレミアム(Marriage Premium、以下MPという。)として理論化されている。ベッカーはMPについて、(a)結婚による役割分担(専門化)により、市場労働に従事する者(特に男性)は仕事に専念でき、結果的に人的資本の蓄積が進み、独身者より労働生産性が高くなる、(b)MPは、結婚後の年数が経過するほど人的資本の蓄積も進むため高くなると定式化している。ただしMPに関しては最近減少傾向にあり、グレイ(2000)が、近年米国においては40%減少したことを示しており、リチャードソン(2000)は、スウェーデンにおいても1968-91年の期間でMPが62%減少したことを検証している。いずれの論文も、その理由として、80年代に女性の社会進出が進み、家族内における性別役割分担が変化したこと起因する既婚者と独身者の生産性の格差の縮小が指摘されている⁶。

イ 結婚による心理的充足感

結婚による心理的充足感については、平成15年度の少子化白書では精神的安らぎの場、愛情を感じている人と暮らせること、性的充足が挙げられているが、いったん不仲になれば針のむしろともなり得るため、その定式化は難しいと思われる。

ウ 子どもを持つ効用

子どもを持つことによる効用としては、子育てが楽しいという消費的効用、子どもの労働による所得的効用、将来を支える社会保障的効用と定式化されているが、現代では子どもは単なる消費財であるといわれている。一般的に消費財については、ブランド物のように厳選した単体に投資される傾向があり、これは先進国・途上国を問わず共通した所得水準の上昇と少子化傾向の関連性を説明している。また、生物学者の日高敏隆は「近代以降に生きる人間の場合、幅広い選択肢の中で自分自身がどのように生きるべきかがより重要な問題となり、子孫を残すという願望は後ろに退いている」と述べている⁷。ただ、我が国では、依然として自らの血を分けた子を持ちたいという願望は強く、そのことが現在47万組といわれる不妊治療受診カップルの数や養子縁組の少なさに表れているといえよう。

(2) 結婚のコスト

ア 結婚による追加的費用

我が国の税制は、米国と異なり結婚が経済的に不利とならない⁸。したがって結婚に

より追加的に発生する費用の主なものは、結婚式の費用と住宅費である。結婚すれば夫婦2人の生活による費用節約効果が期待できるとしても、これから結婚しようとする者が親と同居している場合は、住宅費は無視できない。また、一方が結婚に伴い退職する場合には、その機会費用が問題になる。

イ 子育ての費用

結婚生活は、子どもがいない段階ではあまり追加的費用はかからないが、出産を境に状況は一変する。子育ての費用は、(a)保育料や教育費など子育てに直接かかる経費、(b)出生により退職した場合の機会費用、(c)いじめ、児童虐待、受験等の報道による親の心理的負担感、(d)子育てのため住居を変更する、子育てのため単身赴任する等の間接的費用の4種類を主な内容とすると考えられる⁹。

(a)については、教育費、交通・通信費、食費などの合計であり、平成17年版「国民生活白書」は、1人目の子どもを22歳まで育てるのに必要な経費は1,300万円、2人目は1,052万円と試算している。このうち大きな部分を占めるのが教育費であり、1人目では約40%を占めている。初等教育段階から私立学校へ行けば更に高くなる。

なお、しばしば教育費が少子化の遠因となっているとして教育費の公費負担が論じられるが、教育費は定数に限りがある席取りの費用であり、少子化が進んでも就職等に有利な学校をめぐる少数激戦になるだけで受験競争は緩和されない。また、教育は資産形成と関連が深く、初等・中等教育段階においても限界効用は一般的に高額所得者ほど高いため、公費による補助は高額所得者に有利な所得分配になる。さらに、公費負担で教育費用が減っても、競争条件が変化しない限りその差額は各家庭の支出を増やすことになり、かえって格差を拡大する効果を持つと思われる。

(b)については、特に女性の出産の機会費用は現下の少子化対策の主要論点であり、多くが論じられているため詳述しない。しかしながら、国民生活白書のいう、「出産退職・パート復職の場合の2億円以上の機会費用」は、職場にグラスシーリングなどがなく女性が定年まで働き続けられ、かつ年功序列賃金が温存された場合の想定値であって、この条件に当てはまる者はごく僅かであろう。ただし、額の多寡は別としても出産における女性の機会費用が極めて大きいことは事実である。

(c)については、いじめ、自殺、非行、ニート、家庭内暴力等の報道は、子のいないカップルに、子どもを持てば将来このような問題を抱えるという合理的な予想に基づく心理的な負担感を形成する。付言すれば少子化の報道も、多くの人々が合理的に判断して出産を抑制しているという事実を知悉せしめることにより、出産への負担感を増加させることになる。

(d)については、将来の正確な予測は困難であり、結婚前の段階でどのような費用が将来発生するかは分からないが、住宅に関しては国民生活白書が、1人の子どもを22年間育てるための追加的住宅関係コストを年53万円と見積もっている。

ウ 結婚制度に対する負担感

結婚は、コミュニティの一員として認知を得るための儀式という面を持つ。E.ポズナー(2000)は、結婚は夫婦内部においては、婚姻契約を遵守することにより「結婚による余剰」を最大にするため相互に様々な報復の脅しをもって「結婚上の義務」を要求する

制度であり、外部に対してはコミュニティにおいて、様々な取引や交流のベースになる、「良き隣人である」という名声を確立する制度であると説明している。したがって、結婚においては、壮麗な儀式による社会に対する結婚の事実の公示及び婚姻契約の厳密な遵守が必要条件となり、正当な結婚に反するような事例は、制度に対立する存在であるため差別される。この結果、通常の契約法と異なり、婚姻法は契約の内容や様式に対する形式的な規制が強く、特に契約関係に入る時と解消の時に強い規制が行われる。

1組の男女の私的関係が結婚制度として固定した社会制度に組み入れられ、関係の解消が自由にできない、あるいは関係の解消は極めて高く付くという事に対する負担感が¹⁰、欧米における解消の容易な婚前同棲の一般化の原因であることは広く指摘されている。欧米では少子化が進行した70年代以降、有責主義から破綻主義への離婚法の転換、嫡出子と非嫡出子との平等化等を主な内容とする結婚の規制緩和が進展した。この結果、表2のように婚外子の比率が高くなり、出生率が反転した国もある。もっとも我が国は欧米諸国と比較して、有子夫婦が公的機関の承認なく、また養育費の取決め無しに離婚することが可能である等離婚は容易であり、結婚制度に対する負担感も欧米諸国よりは少ないと思われるが、それでも結婚の先延ばし、結婚相手としての妥協基準を極めて高

表2 嫡出でない子の割合（単位%、eは推定値、pは速報値）

国名	調査年	非嫡出子率	国名	調査年	非嫡出子率
アメリカ	2002	33.96	フィンランド	2003	40.00
アイスランド	2003	63.60p	オランダ	2003	31.30p
スウェーデン	2003	56.00	ドイツ	2003	26.20p
ノルウェー	2003	50.00	スペイン	2003	23.20e
デンマーク	2003	44.90	イタリア	2002	10.80e
フランス	2002	44.30	日本	1980	0.80
イギリス	2003	43.10p		2003	1.98

（出所）平成15年度「少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の状況に関する年次報告」p.22

く設定する等により、事実上制度的負担を回避している未婚者は多いと考えられる。

婚前同棲は少なくとも、(a)相手の情報がよくわかる、(b)結婚に対する心理的障壁を軽減する効果があり、この点において、結婚を促進し、ひいては出生に寄与する可能性がある。スウェーデンは少子化傾向を克服した国として知られているが、同国には法律婚への移行過程として、事実婚(同棲)制度があり、このような同棲をサムボ(sambo)、サムボについて定めた法律をサムボ法という。サムボ制度導入の結果、スウェーデンでは婚前同棲は一般的となり、20~24歳の女性では、77%が同棲を経験している(日本の現状については表3)。なお、同棲は結婚より関係の解消は容易であるため離別が多くなるのではないかと、カップル間の役割分担の専門化が進まないためMPが低くなるのではないかとという点については論争がある。MPが低くなることはほぼ一致して検証されているが、離別の可能性については、高いという説と低いという説がある。多数説はその

不安定性のため離別の可能性が高いというものであるが、デンマークのオーフス大学の Svarer 準教授は、同国のデータから同棲は結婚持続期間に正の効果を持つだけでなく、地方在住の高齢初婚者に多い事実を示し、むしろ同棲後の結婚生活の安定化に寄与すると述べている（Svarer(2004)）。なお同氏は、サムボ制度は出生を増やすかという筆者の質問に対して、「婚前同棲経験者の結婚生活における安定性は高いが、容易に離別できる婚前同棲期間が長いと出産適齢期が過ぎてしまうこともあり、必ずしも同棲が出生率を向上させるとはいえない」と回答されている。

エ 家族の形成・維持の負担感

古典的なドラマでは、しばしば結婚や出生を契機により一層職務に邁進する男性の姿が好意的に描かれている。しかしながら、現実には男性は、結婚により職務以外にも家庭内で様々な義務を果たすことが期待されている。平成 16 年 12 月 24 日に少子化社会対策会議で決定された子ども・子育て応援プランにおいても、「男性も家庭でしっかりと子どもに向き合える時間が持てること」が目指すべき社会の姿として挙げられている。

このような男性の家事参加はそれ自体は全く問題はない。しかしながら男性の家事参加は、市場労働とトレードオフとなり、当然男性の収入に対して正の効果は持たない。また、男性の職業上における自己実現や昇進に関しても正の効果はない。藤野(2003)は、夫の家計内生産参加と遺失所得の関係については、遺失所得が多いほど、男女間賃金格差が大きいほど、「男性の働き方の見直し」は出生力には変化をもたらさないことを指摘している。また、ノック他(2002)は、家事労働の夫婦分業は結婚の不安定性を増加することを指摘しているが¹¹、男性に仕事以外の伝統的な家事労働への参加を求める政策は、仕事熱心な男性にとっては結婚のコストを高める効果を持つであろう。

同様の効果は、例えば離婚時の養育費の強制徴収にも見られる。結婚生活における各種の女性に対する優遇施策を少子化対策の一環とする見方があるが、少子化対策としての効果は疑わしいといえる。ガーファンケル(2000)は、同棲カップルの場合において、父親からの養育費の強制徴収は男性側の離別時のコストを高めるため、出生（この場合婚外子）を最大 12% 減少させるという試算をしている。また、グリーンウッド他(1999)は、養育費の強制的支払い、妻の離婚後の生活を保障することから、妻の離婚に対する抵抗感が減少し、ひいては妻の家庭内の地位を強化する。したがって、夫が結婚状態を維持しようとするれば、結婚生活において夫から妻へ今以上の資源の移転を行う必要があることを指摘している。明らかに、結婚生活における各種資源の移転は、移転される側においては結婚における利得を上昇させるが、移転する側の結婚のコストを上昇させる。片方の性にとっての結婚の利得が上がる政策を行っても、他の性の結婚のコストが上昇すれば、その性はより慎重に相手を選ぼうとするため、結婚市場における供給減が生じ、結婚の総数は期待したほど増えない可能性がある。

3 . 結論

結婚の促進のためには、結婚の利得を増加し、コストを軽減する必要がある。利得については基本的に個人の効用関数に依存するため千差万別であるが、コストについてはある程度共通していると考えられるため、政策化の可能性に関しては、コストの軽減の方が容

易であり、効果も期待できるといえよう。

表1の分類に従うと、結婚のコストとしては4種類あるが、うち「結婚による追加的費用」及び「子育て費用」の軽減に関しては現在少子化対策として強力に推進されているためここでは省略し、非金銭的なコストである残りの2つについて検討したい。

(1) 結婚制度に対する負担感の軽減

結婚のためには、まず相手を見つけ、その相手をよく知ることが基本である。結婚制度に対する負担感の軽減のためには、相手と気軽に同居してみるという行動様式を社会的に認めることも必要であろう。なお、このような同居自体は意識改革でも可能であるが、婚外子が生まれた場合の法的な差別の存在を考慮すれば、スウェーデンのサムボ制度に類した試験結婚制度の法制化も選択肢の1つとなる。

表3 年齢階級別の我が国男女の親との同居・同棲経験割合(%)

年 齢	男 性		女 性	
	親と同居	同棲経験	親と同居	同棲経験
18～19 歳	70.1	0.9	65.1	1.7
20～24 歳	72.0	5.7	76.5	6.7
25～29 歳	69.0	11.8	81.8	10.1
30～34 歳	69.9	9.9	79.3	10.6

(出所)「第13回出生動向基本調査(2005年)」国立社会保障・人口問題研究所より作成

表3は我が国の親と同居・同棲経験者の比率である。20～24歳の女性において8割近くの同棲経験があるスウェーデンなどと比較すると、確かにその差は極めて大きい。また、18歳で家の外に出ることが半ば慣習化されているといわれる(南欧を除く)欧米諸国と異なり、我が国の場合未婚者の大半は親と同居しており、同棲制度の定着は難しいことは否定しがたい。しかしながら、我が国の未婚・晩婚の原因に関して、未婚者が結婚前に(システムティックに)相手をよく知る機会に乏しいため、結婚を逡巡しているということは十分あり得ることである。試験結婚制度は、相手の人となりを観察できること、やり直しが容易にできること等で結婚への心理的な障壁を軽減する効果を持つものであり、結婚に慎重になっている人のいくらかでも家族の形成に向かうことが期待できる。確かに、Svarer 準教授の回答のように同棲期間が長くなれば少子化という観点からはマイナスとなる可能性があるが、長期間ではない同居については、多くが結婚生活に移行するなら、少子化対策として有効であると思われる。

仮にそのような政策の導入を検討する場合には、日本と北欧諸国には社会慣習、宗教、家族制度、税と社会保障に対する考え方に大きな差があるという批判が予想される。しかしながら、我が国における結婚するまで実家を離家しないという傾向と、その延長として実家にとどまり続ける未婚者の増加傾向を考慮すれば^{1,2}、同棲とはいかないまでもまず親元から離れ、何らかの形で異性と同居してみるという行動を社会的に認知し、かつ後押しするような制度については、検討する価値はあるのではないだろうか。

(2) 家族の形成・維持の負担感の軽減

女性における家族の形成・維持に対する負担感の原因としては、結婚後の就業ステータスの変化の他に、結婚後に仕事も家事も育児も押し付けられるのではないかという恐怖感が挙げられよう。我が国においては男性にいまだ古典的な結婚観が温存されている可能性があり、結果的に結婚生活の内容は、男性の意識に左右される部分が多いことは無視できないが、この点については、これまで多くの少子化対策の議論でも指摘されており、ここでは詳述しない。

しかしながら、女性と同様男性における負担感も無視できないと思われる。「平成17年版国民生活白書」第1-3-7図においては、子ども1人を育てるのに必要だと考える世帯年収について、女性においては全体的に低めで、子どものある人とない人の差もほとんどない反面、男性は高めに予想し、子どものある人とない人の差も大きくなっている。これは、男性の方が「子育ては経済的負担が大きい」という事前的認識がより強固であることを示している。この結果、男性は結婚する以上より多くの金を稼得しなければならないと考えるであろうが、結婚すると独身時代のように存分に仕事ができなくなる、すなわち負のMPが存在すると予想されれば、結婚を負担と感じ親の家に居続けるという行動を採る事は十分あり得よう。

従来このような男性側の事情や条件についてあまり論題に上ることはなかったように思う。しかしながら、長時間労働に対する批判や日本の男性は家事労働時間が少ないというような事実の強調などにより¹³、家庭を持てば好きなだけ働くことができず、収入面だけでなく自己実現においてもマイナスであるという危惧が未婚男性に生じている可能性があり、このような男性の結婚に対する不安感(=負担感)の増大が、結果として適齢期でありながら結婚を望まない男性を増加させている可能性は否定できないのではないかとと思われる。

*

*

本稿では、結婚の利得とコストについて主に金銭に換算の難しいものを中心に考察した。従来からの少子化対策により金銭に換算可能なコストの軽減は強力に推進されているが、現実の出生数が減少を続けている理由として、結婚や出産の決定において金銭に換算が難しい心理的な負担感が意外に大きな比重を占めている可能性がある。

家族内で市場労働と家事・育児労働をどのように相互に配分するかは、個々の稼得能力、職業的能力、将来性、嗜好等を勘案してカップル間の交渉によって決定されることが大原則である。カップルの対等な交渉が可能であれば、結婚後の自己実現も相当程度可能であり、結婚前に感じた負担感の多くは解消されるであろう。しかしながら、現実には男女とも相手のことがよく分からず、対等な交渉が行えるかという不安感は大い。婚前同棲のような慣習がなければ相手の情報収集に金と時間をかける必要があり、未婚の男女が結婚に逡巡して未婚・晩婚化することは、極めて合理的な行動といえる。

我が国の未婚の男女は90%がいずれは結婚することを希望しているが、近年の結婚における利得の低下を反映して、結婚に対する実際の需要は一般的に思われているほど堅固ではないように思える。需要が弱いとすると、少子化対策はその弱い需要を更に弱めるものであってはならない。したがって、求められる少子対策としての家族施策は、未婚者が相

手をよく知るための機会を確保すること、家族内の自由な交渉の環境整備といった両性にとって中立的な政策であるべきであり、家事労働の分担関係への介入は結婚に対する負担感を増す結果になりかねない。何れかの性の事情を優先させるような「裁量的な」家族施策は家族内の力関係を変化させるが、その場合、優遇されない性における結婚後の家族形成・維持に対する負担感を上昇させ、当該性の結婚のコスト上昇による結婚数の減少という「政策による少子化」が生じる可能性を排除できないと思われる。

【参考文献】

- 内閣府『平成17年版国民生活白書 子育て世代の意識と生活』。
- 内閣府『平成15年度少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する年次報告』。
- 内閣府経済社会総合研究所編『スウェーデン家庭生活調査』2004年4月。
- 藤野敦子「男性の働き方の見直し」は出生力を高めるのか - 家計生産モデルのアプローチより - 、『産研論集』(関西学院大学), No.30, 2003.3, pp.47-55.
- I.Garfinkel, et al., "The Roles of Child Support Enforcement and Welfare in Nonmarital Childbearing," Center for Research on Child Wellbeing, Working Paper #00-06, 2000.
- J.Gray, "The Fall in Men's Return to Marriage- Declining Productivity Effects or Changing Selection?," *The Journal of Human Resources XXXII*・3, 2000, pp.481-504.
- J.Greenwood et al., "More on Marriage, Fertility, and the Distribution of Income," Working Paper No.9904, Federal Reserve Bank of Cleveland, 1999.
- 林伴子「スウェーデンの家族と日本の少子化対策への含意」、『経済分析』No.176,, (2005) pp.170-202.
- S.Nock & M. Brinig, "Weak men and disorderly women: divorce and the division of labor," A. Dnes & R.Rowthorn, (eds.), *The Law and Economics of Marriage & Divorce*, Cambridge University Press, 2002, pp.171-190.
- E.ボズナー『法と社会規範』, 太田勝造監訳, (木鐸社 平12).
- K.Richardson, "The evolution of the marriage premium in the Swedish labor market 1968-1991," IFAU-Institute for Labour Market Policy Evaluation, Working Paper Series 2000-5.
- M.Svarer, "Is Your Love in Vain? Another Look at Premarital Cohabitation and Divorce.," *The Journal of Human Resources XXXIX*, 2004, pp.523-535.
- L.Waite et al., *The Case for Marriage*, BROADWAY BOOKS, New York, 2000.

¹ 例えば、明治安田生活福祉研究所「結婚・出産に関するアンケート調査」(2005.4.28)。

² 労働政策研究・研修機構「若者就業支援の現状と課題」労働政策研究報告書 No.35, 2005年。

³ <http://www.esri.go.jp/jp/forum1/050620/gaiyo22.html>

⁴ 長期的には、正規就業者の賃金下落と非正規就業者の賃金上昇等により日本の雇用市場が米国型へ移行する可能性があるが、その場合においては少子化対策として有効であろう。

⁵ かつて金融機関を中心に、既婚者の方が信用できるとして一定年齢で結婚を奨励することが一般的であった。これは専業主婦化する妻や子に対する投資を強制することで、夫である社員に一種のサンクコストを保有させ、その機会主義的行動を抑制するという、極めて合理的な経営手法であるが、結婚している事による職業上有利な点とはいえないであろう。

⁶ ベッカー等は、既婚者の方が給与の多い理由について、パートナー相互が励まし合って生産性が高まる、給与の高い男性の方がパートナーを見つけやすい等の説明についても経験的に支持されるとしている。

⁷ 『日本経済新聞』「経済教室」(平14.2.20)

⁸ 米国の税制は基本的に夫婦の収入が合算されるため、結婚するとそれぞれ単身で課税されていた時より適用税率が上がることが多い。

⁹ 一般的には直接経費と機会費用の2つをもって子どもの費用としている文献が多い。

¹⁰ 離婚が高く付く、という点に関しては、東北大学の水野紀子教授が「欧米法の感覚では、離婚した男は(離婚した妻に生活保障をしなくてはならないので)みんな貧しいという常識である」と述べている(『ジュリスト』1324号, 2006.12.1, p.76)。

- ¹ 家の回りの仕事や車の整備等男性型家事に分類されている仕事への参加は、この限りではない。
- ² 縄田康光「歴史的に見た日本人口と家族」『立法と調査』260号,2006.10,pp.90-101,P.100。
- ³ 前述のノック他の調査結果でも、米国の男性の家事労働の半分の時間は家の外回りの仕事である。そもそも帰宅時間が早く（高緯度であるため夏は遅くまで明るい）庭仕事が好き傾向のある欧米男性と、会社の拘束時間が長く、集合住宅居住者が多い我が国の男性について、時間だけで単純に比較することはナンセンスとしかいいようがないと思われる。

付注

政策の議論は前提となるモデルに左右される。本稿の議論は、結婚市場において双方の性の結婚に対する利得とコストの変化により需要と供給がそれぞれ動いて、釣り合うように価格と結婚数が調整されるといふ、図2のような新古典派的均衡モデルが前提となっている。本稿で取り上げた女性の結婚の利得の上昇が男性の利得の低下となるケースにおいては、女性の結婚に対する効用は高まるが、男性の効用は低下し、男性は相手選びにより慎重になるため、結婚数が現実増加するか否かは他の要因に左右され一概にいえないという結論になる。

ただ結婚市場に関しては、(a)必ずしも質の高い男女から先に結婚しているわけではなく、結婚をしない人も多い、(b)理論的均衡結婚件数より現実の結婚件数ははるかに少ない、(c)結婚市場は取引費用の高い典型的な例である等の理由により、均衡モデルを援用するのはむしろ少数派であり、市場均衡の存在を仮定しない一種の確率モデルや割当てモデルのような説明がされることが多い。

たしかに結婚市場は賃貸住宅市場のように非常に限定的な市場であるし、現実の結婚数は均衡結婚数よりはるかに少ないのは事実である。しかしながら男女は互いに金と手間をかけて相手を調査して、また独身でいること、結婚することの利得とコストを秤にかけて結婚を決断するのであり、どちらか一方の性が決定権を握っているわけではない。したがって結婚市場においては、不完全な形ではあるが新古典派的な均衡モデルは成立すると考えられる。

図2 結婚市場の図式

